

小牧市小中学校部活動検討委員会設置要綱

〔 令和 4 年 6 月 2 0 日 〕
〔 4 小教学第 5 7 4 号 〕

（設置）

第 1 条 小牧市立小学校及び小牧市立中学校（以下「小中学校」という。）
における部活動のあり方に関し必要な事項を検討するため、小牧市小中
学校部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）部活動のあり方に係る情報収集に関すること。
- （2）部活動のあり方に関し必要な事項の検討に関すること。
- （3）その他部活動のあり方に関し必要なこと。

（組織等）

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、小牧市教育委員会が委嘱し、又は
任命する。

- （1）学識経験者
- （2）小中学校の児童生徒の保護者
- （3）公益財団法人小牧市スポーツ協会が推薦する者
- （4）一般財団法人こまき市民文化財団が推薦する者
- （5）小中学校の校長
- （6）小中学校の教頭
- （7）小中学校の教員（前 2 号に規定する者を除く。）
- （8）その他小牧市教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退
いた後も、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれ
を定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

資料 2

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、会議において、必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 7 日から施行する。